

## 稲沢市国民健康保険運営協議会(第2回)議事録

日 時 令和7年12月2日(火)  
午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 稲沢市役所 議員総会室

出席委員 (13名)  
被保険者を代表する委員  
谷口喜久男、下田一人、鈴木昇、水野寛実  
保険医又は薬剤師を代表する委員  
大島宏之、山村等、服部哲尚、齋藤真慈  
公益を代表する委員  
山田崇夫、鈴木純子、黒田哲生、曾我部博隆  
被用者保険等を代表する委員  
荒居昭治

欠席委員 (3名)  
被保険者を代表する委員  
森恵美子  
保険医又は薬剤師を代表する委員  
林峰佳  
公益を代表する委員  
日比野貴子

理 事 者 (1名)  
稲沢市長 加藤錠司郎

事 務 局 (4名)  
市民福祉部長 服部美樹  
国保年金課長 加藤敦史  
国保年金課主幹 小澤純司  
国保年金課主査 水野洋平

傍 聴 者 (1名)

開 会 (午後 1 時 30 分)

事務局 本日の運営協議会につきまして、傍聴の申し出がございます。委員の皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本協議会の開催に先立ちまして、報告をさせていただきます。

大島宏之委員におかれましては、平成 17 年 4 月から 20 年間にわたり、本協議会委員を務めていただいており、本市の国民健康保険事業に多大な貢献をいただいております。その功績により、厚生労働大臣及び国民健康保険中央会から、それぞれ表彰を受けられましたことをご報告いたします。今後もどうぞよろしくお願ひいたします。

(拍 手)

事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年度第 2 回稻沢市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

はじめに、公益を代表する委員であります市議会議員の方々におかれましては、9 月の定例会において役職者が決定され、国民健康保険運営協議会委員も交代されましたので、委嘱状を、慣例により議席番号順に市長から交付させていただきます。

市 長 (公益を代表する委員 4 名 (日比野委員欠席) に委嘱状を交付)

事務局 なお、公益を代表する委員のうち、日比野貴子委員におかれましては、所用につきご欠席されておりますので、後日事務局から委嘱状を交付させていただきます。

事務局 それでは、新たに委員となられました公益を代表する委員から自己紹介をお願いいたします。山田崇夫委員から順次お願いします。

(議席番号順にあいさつ)

事務局 続きまして、市長からご挨拶を申し上げます。

市 長 (市長挨拶)

事務局 市長は、他の公務のため、ここで退席させていただきますので、よ

ろしくお願ひいたします。

(市長退席)

事務局 それでは、改めて事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局 自己紹介)

事務局 次に、今回新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、協議会委員としての役割につきまして、事務局から説明いたします。

事務局 (説 明)

事務局 続きまして、会長及び会長職務代理者の選任をお願いしたいと思います。

選任の方法につきましては、まず、会長が選出されるまでの議長を選任いたします。その後、順次、会長及び会長職務代理者を選任していただきたいと思います。

慣例によりまして、公益を代表する最年長の委員に、会長が選出されるまでの議長となつていただいておりますので、曾我部博隆委員に議長をお願いしたいと思います。曾我部委員、よろしくお願ひいたします。

(曾我部委員 議長席へ移動)

議 長 ただいま事務局から指名がありましたので、会長が選出されるまで、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願ひいたします。

議 長 それでは会議に入ります。

ただいまの出席委員数は 13 人、委員定数 16 人のうち、

被保険者代表の委員 4 人、

保険医又は薬剤師を代表する委員 4 人、

公益を代表する委員 4 人、

被用者保険等を代表する委員 1 人であり、

協議会規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議の成立を認めます。

続きまして、「稻沢市国民健康保険運営協議会会長の選任について」を議題といたします。会長の選任方法につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 会長の選任方法につきましては、国民健康保険法施行令第4条の規定におきまして、公益を代表する委員の中から選任することになっております。

公益を代表する委員は市議会議員でございまして、慣例では、市議会の文教厚生委員会委員長の職にある方となっております。

従いまして、黒田哲生委員ということになります。以上でございます。

議長 ただいまの事務局の説明では、会長は公益を代表する委員のうち、市議会の文教厚生委員会委員長の職にある黒田委員ということでございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしのお声をいただきましたので、黒田委員を本協議会の会長と決定いたします。

新会長が決定いたしましたので、議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局 曽我部委員、ありがとうございました。席へお戻りください。  
黒田委員は会長席へご移動をお願いいたします。

(黒田委員 会長席へ移動、曾我部委員 自席へ移動)

事務局 それでは、黒田委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

会長 ただいま、会長という重責を担当することになりました。  
この職責を、全力をあげて務めてまいりますので、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。  
それでは、協議会規則第3条の規定により、会長が議長となることが定められておりますので、議長を務めさせていただきます。

議長 それでは、「稻沢市国民健康保険運営協議会 会長職務代理者の選

任について」を議題とします。会長職務代理者の選任方法につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 会長職務代理者も会長職と同様、国民健康保険法施行令第4条で、公益を代表する委員から選任することになっております。

慣例によりまして、会長を除く公益代表の最年長の委員ということで、曾我部博隆委員にお願いをしたいと考えます。以上でございます。

議長 会長職務代理者には、曾我部委員を、ということではあります、曾我部委員を選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ありがとうございました。異議なしと認めます。  
よって、会長職務代理者は、曾我部委員と決定いたしました。  
曾我部委員、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、議事録署名者の指名になります。  
協議会規則第9条により、署名者2名を指名させていただきます。  
被保険者を代表して 下田 委員  
保険医又は薬剤師を代表して 山村 委員  
よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、報告事項「(1) 令和6年度国民健康保険の事業状況について」及び「(2) 令和6年度保健事業の実施状況について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (説明)

議長 事務局の説明が終わりました。  
ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

委員 1点お伺いします。収納率についてですが、令和6年度は令和5年度よりも収納率が上がっています。事務局からの説明の中で、収納課と連携して取り組んでいただいているとのことでしたが、何か新しく始めたことなど、収納率が上がった理由があれば教えていただき

たいです。

事務局 情報共有をこれまで以上に密にし、国保年金課で納税相談の場を設定した際には、収納課の職員も一緒に対応するなど、連携した取り組みを進めていますが、収納率が上がった明確な理由は把握できておりません。そういういた取り組みによる効果が徐々に出てきているものと考えています。

委 員 社会保険や後期高齢者医療に移行する方が増加しており、毎年、国保の加入者数がどんどん減っていくことで、国保税による収入もどんどん減っていくと思いますので、いかに収納率を上げるかということが重要になってきます。

また、健康でいていただけて、医療を受ける方が少なくなるとよいのですが、そういういた部分で言えば、保健センターとの連携も重要なになってくると思いますので、他の関係課と連携を図りながら取組みを進めていっていただけたらと思います。

あと、細かい数字が分かれば教えていただきたいのですが、高齢の被保険者で単身の世帯はどれくらいあるのでしょうか。

事務局 把握しておりません。

議 長 お調べいただいたて、後ほどお伝えいただくなど、対応をお願いいたします。それ以外にご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

委 員 被用者保険の代表として話をさせていただくにあたって、私どもが国保運営協議会に出席させていただいている意義として、県や市の国保の財政運営や保険事業に対して、健康保険組合の立場からアドバイスをさせていただくためと認識いたしております。

国保の財政運営に関してですが、前期高齢者・後期高齢者への支援金と呼ばれる部分について、私どもの健保をはじめとする被用者保険において30%か40%くらいの比率で国に納めており、それが県や市町村に交付金として交付されております。私どもの健康保険なので、自分たちの保険料は自分たちで全部使えばいいはずなのですが、そういう構図にはなっておらず、先ほどの資料3の(2)にありますように、前期高齢者交付金として、各市町村で分割され、国保の財政運営に充てられています。この中に私どもの保険料が含まれているということを、まずは知つて欲しかったので話をさせていただいて

おります。

資料の1ページに決算状況がありますが、歳出を見ますと、先ほどご説明があったとおり、保険給付費が令和6年度では約81億円となっており、これに対して歳入の県支出金は約82億円となっています。先ほどの図にありました前期高齢者交付金はどれくらいの金額になっているのかを確認させていただきたく、事前に質問させていただいているのですが、お答えいただけますでしょうか。

事務局 資料3の(2)の図の右上に前期高齢者交付金があります。これは65歳から74歳までの前期高齢者が多く加入している国保に対する、財政負担の不均衡を是正するための交付金として、社会保険など他の保険者からの納付金を財源としております。

図にありますように、前期高齢者交付金については、愛知県に支払うべき納付金を算定する上で、前もって県がその全体額を差し引いてしまうため、本市分としての前期高齢者交付金の金額は示されておらず、市の歳入としても計上されておりません。

そのため、仮に、県全体の納付金額に対する本市の納付金額の割合を用いて、あくまでも推計値ですが、県全体の前期高齢者交付金の金額から本市分の前期高齢者交付金の金額を算出したとすると、令和6年度の本市分の前期高齢者交付金は約27億円と推計されます。

令和6年度の本市国保特別会計の歳入額が約124億円ですので、約124億円の財政規模に対して約27億円ということになります。

委員 こちらの決算の報告の中では見ることができないということですので、細かい部分については、事務局を通じて改めて確認させていただきたいと思います。

基本的に私どもの被用者保険から支出されているものも、こういった形で国民皆保険制度の中で皆さんができるようを使われており、それで国が示した仕組みが維持されています。加入者の皆さんのが健康でいていただければ支出も少なくて済むということもありますので、保健事業にもできるだけ投入していただいて、皆さんに健康になってもらえるよう、取り組んでいただけたらと思っております。

続けて質問させていただきます。繰入金に関する質問です。

これも1ページになるのですが、こちらの繰入金について、歳入全体の約124億円のうち約16億円を占めていますが、この繰入金には法定内と法定外の区別があると伺っております。これら繰入金がそ

それぞれ法定内と法定外のどちらに該当するのかを教えていただきたいと思っております。この趣旨は、法定外の繰入金は基本的に少なくしていいってほしいという国の指針があるはずなので、そういった中の繰入金の状況をお伺いし、後ほどお話をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

事務局 まず、法定外繰入れについてですが、国民健康保険法や厚生労働省通知などに定められているものではなく、赤字補填には当たらない範囲で広く一般的に繰入れが認められているものになりますて、毎年度、愛知県への報告も行っているものになります。

その法定外と法定内の区別ですが、資料 1 ページの左下にあります繰入金の内訳の表の順番で 1 行目から 5 行目の「保険基盤安定繰入金の保険税軽減分」、同じく「保険者支援分」、「職員給与費等繰入金」、「出産育児一時金繰入金」、「財政安定化支援事業繰入金」については法定内の繰入れになります。

その下、6 行目から 8 行目の「福祉医療制波及繰入金」、「国民健康保険税減免措置繰入金」、「保険事業費繰入金」は法定外の繰入れです。

続いて、9 行目の「未就学児均等割保険税繰入金」は法定内、10 行目の「国民健康保険事業基金積立繰入金」は法定外、その次の「産前産後保険税繰入金」につきましては法定内繰入れとなります。

令和 6 年度における法定外繰入れは合計で約 5 億 4,000 万円でして、一般会計からの繰入金全体に占める割合は 42.5% となっております。

先ほど委員からもお話がありましたように、法定外繰入れは減らしていく方向性です。まだ具体的な日程は決まっていないのですが、愛知県内における保険料水準の統一化に当たっては、法定外繰入れは基本的には認められないものと認識しております。それまでに法定外繰入れに頼らない体制づくりを進めなければならないという危機感を持っておりますが、現状、国保事業の運営を維持する上で欠かせない状態になってしまっています。

なお、最下段にあります「国民健康保険事業基金繰入金」については、一般会計からの繰入れではなく、基金から特別会計への繰入れになりますので法定外や法定内といった区別はございません。

委 員 平成 30 年から県単位での財政運営となり、今後、県内での保険料水準の統一化を完遂していく中での法定外繰入金の減少に向けた対応になってくると思いますので、そういった中にあっても引き続き

健全運営をしていけるようにご努力いただきたいと思います。

議 長 それ以外にご意見、ご質問はよろしいでしょうか。  
それでは質疑を終了させていただきたいと思います。  
次に移ります。「その他」について事務局から説明をお願いします。

事務局 2点ございます。まず1点目ですが、本日の会議の冒頭で担当から説明をさせていただきましたように、市町村は県に対して国保事業費納付金を支払う必要がありまして、その金額を基に国民健康保険税の税率等を決定していく必要があります。

今後、県から、来年度の国保事業費納付金の金額は示されてまいりますが、その金額によって、来年度の本市の国民健康保険税の税率等を改正する必要があるかどうかの判断をすることになります。

税率等の改正が必要と判断した場合は、本協議会に諮らせていただく必要がございますので、再度、会議を開催させていただくことを想定しております。その場合、来月下旬頃の開催になるのではないかと考えております。その際は、改めまして、皆様に会議の開催のお知らせをお送りいたしますので、お忙しい中大変恐縮ではございますが、何卒ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それから2点目です。カラーのチラシを机に置かせていただきましたが、来年の2月2日の月曜日から、市役所・支所・市民センターなどの開庁時間を短縮することになりましたので、お知らせをさせていただきます。

その他について、事務局からは以上になります。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

委 員 いまのご説明に対してではなく、改めて確認したいことがありますので、3つだけお願いしたいと思います。

1つ目です。皆さんもご存知の通り、昨日で紙の保険証の有効期限が切れまして、基本的にマイナ保険証を利用するという形になりました。これまでの紆余曲折もありながら、実質的にこの体制がスタートしたわけですが、直近で比較できる国・県・稻沢市のマイナ保険証の登録率と利用率をご教示いただきたい。

2つ目は、市民からの問い合わせが多いもの、また、対応に苦慮していることについて、お聞かせ願いたいと思います。

最後に3つ目は、来年度から制度が始まります、子ども・子育て支援金についてです。国民全体が負担していかなければいけないということで、改めて税の負担について決めなければならないと思うのですが、そういった中で、現時点での加入者や市民への周知状況と今後の予定についてお聞かせください。

事務局 本市国保におけるマイナ保険証の登録率ですが、令和7年10月末時点で69.81%、利用率は令和7年9月実績で70.76%となっております。

その他に情報提供を受けているものとして、マイナ保険証利用率の全国平均、これは他の健康保険も含めた全体の平均になりますが、令和7年9月実績で45.26%となっております。

本市と全国平均でかなり差がありますが、これは国保の保険証の有効期限が7月末で切れているのに対して、社会保険、共済保険などは12月1日が保険証の有効期限であったことから、国保が先に保険証を使えなくなり、マイナ保険証で受診しなくてはならなくなつた分、先に利用率が上がってきているものと考えられます。

あと、全国での登録率や愛知県での登録率や利用率といったものは情報提供を受けておりませんので、把握できていないのですが、厚生労働省のホームページによると、マイナ保険証の全国での登録率は70.22%とのことでした。ただ、出所が別なため、算定方法が異なる可能性がありますことをご了承ください。

次に、マイナ保険証に関する問い合わせや対応に苦慮している点についてです。

例えば、12月1日で紙の保険証は使えなくなるというニュースを見て、すでに資格確認書をお持ちの方から、手元にある保険証も使えなくなるのか、というお問い合わせが最近とても多くなっています。資格確認書は来年7月末まで使えるものをお送りしているのですが、保険証との区別がなかなかつきにくく、手元にある資格確認書も使えなくなると勘違いしてしまうようです。

また、マイナ保険証の登録をされた方には、健康保険の内容を記載した「資格情報のお知らせ」というA4の紙をお送りするのですが、これは何か、手続きが必要なのか、といった問い合わせはよくあります。

対応に苦慮していることとしては、マイナ保険証の登録をされている方から、登録した覚えはない、勝手に登録された、と言い張られ、中には登録をした証明を見せるように言われる方もおり、ご本人が

手続きされたものと思うのですが、ご納得いただくのが難しいと感じております。

あと、子ども・子育て支援金についてですが、令和8年度から保険税に新たな項目として追加されるものになるのですが、現状として、賦課限度額がいくらかなど、税額の計算方法の詳細が示されておらず、情報収集や精査に努めているところでして、周知などは全くできておりません。

今後、標準保険料率や税額の計算方法などがはっきりしてきましたら、来年度の納税通知書の発送までに皆さんにお知らせできるよう、ホームページや広報誌を通じてPRに努めていきたいと考えています。

委 員 マイナ保険証について、自分は登録していない、という話は私どもでもありますし、先ほどおっしゃられたように、マイナポイントを大々的に配ったときがあって、それを満額もらっている人はご自分で登録されたのですよ、ということは言うようにはしているのですが、なかなか難しいところがありまして、私どもも同じように苦労しています。ただ、今後はマイナ保険証が主になってまいりますので、そういった中での丁寧な周知、理解の促進に努めていきたいと思います。

議 長 それでは、他にご質問等はございますか。

委 員 いまのマイナ保険証の話の延長線でお聞きしたいのですが、マイナ保険証で受診し、情報提供に同意することで、誰がどんな医療にかかっているのかということが見えるようになってきているのですか。

事務局 市ではそういった医療の情報については見ることができません。  
医療機関ではどうなのでしょうか。

委 員 患者さんが同意される場合には、他の医療機関でどんな薬をもらっているかといった薬剤の情報はある程度見ることができると思います。まだそれほど多くの経験はありませんが、どんな治療がされているかといったところまでは、おそらく分からぬのではないかと思います。

別の質問なのですが、医療機関に資格確認書やマイナ保険証を持ってこなくても、来年3月までは、何らかの確認ができるれば、10割

ではなく保険給付の範囲内で医療費を徴収してほしいと通達されているのですが、実際にはどのような確認をしたらよいのでしょうか。有効期限を過ぎた保険証を持ってこられても、3割や2割、1割で受けされることになるのでしょうか。

事務局 有効期限を過ぎた保険証であっても、来年の3月までは利用することができる旨の情報は提供されているのですが、具体的にどのように確認するかについてはまだ情報が届いていないと思います。  
今後、情報が出てまいりましたら、こういった場でも紹介させていただきたいと思います。

議長 他にご質問等はよろしいでしょうか。  
それでは、ご質問等はないようですので、次に移ります。

議長 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。  
私の方から1点お話をさせていただきます。今後、マイナ保険証の取扱いなどが変わってくることで、何か市民の皆さんに不都合が出たり、困ったことが起きることがあると思いますが、担当課で確認していただいて、その都度、協議会で最新のものを発表していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございました。  
今後も新しい情報等がありましたら、逐次、ご紹介・ご報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。  
最後に、市民福祉部長から、お礼のことばを申し上げます。

部長 (お礼のことば)

議長 これをもちまして、本日の会議を終了いたします。  
ありがとうございました。

閉会 (午後2時30分)

令和        年        月        日

会 長

委 員

委 員